

## 門真市郵便入札の手順

これまで市役所内の入札室で執行していた書面による入札について、入札に参加される方（以下、「入札参加者」という。）の負担軽減を図り、門真市が発注する競争入札を適正かつ合理的に行うため、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施します。

入札参加者は、入札公告又は指名通知書をご確認のうえ、入札にご参加ください。

### 1 郵便入札の対象

郵便入札の対象となるのは、一般競争入札又は指名競争入札により締結する契約のうち、競争入札を実施するに当たり、郵便入札で執行すると指定された案件です。

### 2 郵便入札方法

#### (1) 提出の方法

入札の方法は、入札公告又は指名通知書に記載された到着期限までに、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により、入札公告又は指名通知書に記載された提出先に提出書類を郵送してください。なお、落札者が決定するまで、入札参加者の方で「差出控え」を必ず保管してください。（くじの場合に使用する可能性があるため。）

※上記以外の方法（電送、普通郵便、持参等）で提出された場合は受理できませんので、ご注意ください。

※直接郵便ポストに投かんすることはできません。

※提出された入札書及び内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

#### (2) 封筒について

郵送用封筒は、原則、外封筒については、長形3号（寸法 120 ミリメートル×235 ミリメートル）又は角形2号（寸法 240 ミリメートル×332 ミリメートル）を使用し、内封筒については、長形4号（寸法 90 ミリメートル×205 ミリメートル）を使用してください。

入札書（必要に応じ内訳書等）を内封筒に入れ、内封筒をその他提出書類とともに外封筒に同封し、郵送してください。封緘は、しっかり糊付けし、入札参加者の代表者印で封印してください。

各封筒の記載例は、別紙1のとおりです。

##### ①内封筒の記載

**【表】** 入札件名、入札参加者の商号又は名称、代表者職及び代表者氏名を記載し、「開封厳禁」と注意書きしたうえで、「入札書在中」と朱書きで表記

**【裏】** 代表者印で封印

※ 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書が入っている場合、同一入札について、入札書を封筒に2枚以上入れた場合は、無効になります。

##### ②外封筒の記載

**【表】** 送付先（入札公告又は指名通知書に記載された提出先）、入札件名、開札日、入札参加者の住所及び商号又は名称、代表者職及び代表者氏名を記載し、「入札関係書類

在中」と朱書きで表記。

### (3) 到着期限について

入札公告又は指名通知書に記載した到着期限を遵守してください。到着期限後に届いた入札書は受理しません。

※郵便事情により、通常の配達期間では届かない場合についても、受理できませんので、ゆとりを持って早めに手続きしてください。

※入札書等の到着の有無の問い合わせには一切対応できません。郵便物の配達状況は、郵便物の受領書に記載されている引き受け番号によって、郵便局ホームページで確認することができます。

### (4) 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、「開札日」とします。

## 3 開札

外封筒が到達した際は、外封筒を開封して入札書及び内訳書を封かんした内封筒を確認し、指定された開札日時まで本市で開封せずに保管します。

開札は、入札公告又は指名通知書に記載した場所で、次のとおり行います。

### (1) 開札の立会

開札は、立会人又は当該入札事務に関係のない市の職員を1人以上立ち会わせてうえで執行します。なお、立会人の選任は、入札参加者で入札公告又は指名通知書において指定した期間内に、立会人申込書を電子メール又はFAXにより送信した者の中から、受信順に2名までを選任します。

### (2) 同価格の入札者が2者以上ある場合

落札又は落札候補となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、別紙2「くじの方法」に定めるところにより、落札者又は落札候補者を決定します。この場合において、落札又は落札候補となるべき価格の入札をした者は、くじを辞退することはできません。

### (3) 再度入札の場合

予定価格を事前公表しない案件は、第1回目の開札において落札者又は落札候補者がいないときは、1回限り再度入札を行うことができるものとします。

この場合は、第1回目の入札結果、再度入札を行う旨、再度入札への参加の可否及び最低入札価格（収入の原因となる契約の場合は、最高入札価格）等のその他必要と認められる事項を直ちに入札参加者に電子メール又はFAX等によりお知らせしますので、入札公告又は指名通知書に従い、再度、入札書を提出してください。

また、再度入札の際の立会人申し込み、参加の取下げや指名の辞退についても、入札公告又は指名通知書で指定した手順で行ってください。

なお、第1回目の入札において無効となる入札をした者は、再度入札には参加できない場合があります。

### (4) 落札者又は落札候補者への連絡

落札者又は落札候補者を決定したときは、当該落札者又は落札候補者に通知します。落札候補者が決定した際は、入札結果を市ホームページにおいて公表し、落札者が決定した際の結果は、契約締結後に市ホームページ及び情報公開コーナーにて掲載します。

#### 4 入札の辞退

##### (1) 入札書等の提出書類を郵送した後に入札参加申請を取下げする場合

開札日時までに「入札参加申請取下書」を持参又は郵送してください。郵送が開札日時までに間に合わない場合は、開札日時までにFAX又は電子メールを送信の上、原本を郵送してください。

##### (2) 指名競争入札において、指名を辞退する場合

開札日時までに「入札辞退届」を持参又は郵送により提出してください。また、指名競争入札において、指名を辞退する場合は、入札を辞退する旨を明記した入札書を入札した場合も辞退として取り扱います。

#### 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となりますので、郵送前に十分ご確認のうえ、郵送してください。

- (1) 参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を添付しない代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を提出しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く）のした入札
- (4) 入札に際して談合等、不正行為を行ったと認められる入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不明瞭な入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (8) 内訳書の提出を求めた場合であって、提出された内訳書に記載された額と異なる価格でした入札又は内訳書の各項目に0円で記載した入札
- (9) 内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (10) 予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (11) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出した入札
- (12) 入札書郵送用の内封筒に件名、商号もしくは名称及び差出人名が記載されていない又はそれらの記載が不明瞭で確認できない入札
- (13) 入札書郵送用の内封筒記載の件名及び差出人名と同封された入札書の件名及び差出人名が相違する入札
- (14) 再度入札において、指定の方法以外で提出された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 6 その他

上記のほか、入札公告、指名通知書及び門真市郵便入札実施要領を熟知し、入札に参加してください。

(別紙1)

(内封筒)

※ [入札書在中] と朱書すること。

(表)

	開封厳禁
<b>入札書在中</b>	
案件名	_____
入札者	〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇

(裏)

割印
----

(外封筒)

※〔入札関係書類在中〕と朱書し、親展で提出すること。

切手	5	7	1	8	5	8	5
		<b>入札関係書類在中</b>					
代表者	○○○○	入札者	○○県△△市□□町×番×号	入札件名	○○○○○○○○○○○○	開札日	令和○年○月○日
門真市役所	○○課△△グループ宛						
大阪府門真市中町一番一号							

## (別紙2) くじの方法

開札の結果、落札又は落札候補となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者又は落札候補者を決定します。手順は以下のとおりとします。

### 1 入札書の「くじ入力番号」欄に任意の数字を記入

入札参加者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の3桁の数字(000~999)を記入してください。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」が記載されたものとみなします。

### 2 くじの手順

#### (1) 抽選番号の決定方法

同額での抽選となった場合、書留郵便の際に郵便局で割り当てられる「お問合せ番号」を使用して、くじを引く業者に番号(以下「抽選番号」という。)を割り当てます。抽選番号の割り当て方法は次のとおり。

① 「お問い合わせ番号」の下4桁を抽出します。

② 下4桁の数字が小さいものから順に抽選番号を割り当てます。

抽選番号は0から始まり、順番に0→1→2→3…と順次決定します。

③ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目(5桁目も同じの場合は6桁目)以降の数字を順次参照します。

(2) 落札となるべき価格の同額入札の入札書に記載されたくじ番号の数字を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出し、「くじの当選番号」(以下、「当選番号」という。)とします。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の「抽選番号」の入札参加者を落札者とします。

(4) 落札候補者の入札が事後審査により無効となった場合等で次点者以降を決定する場合の決定方法は、次のとおりとします。

・「当選番号」に1を加えた数字を「第2候補者(以下「次点者」という。)の当選番号」とし、その「次点者の当選番号」をもって次点者を決定します。ただし、その数字が「抽選番号」にない場合は0とし、「抽選番号」が0の者を次点者とします。

・更に次点者(3番目以降)が必要な場合は、順次同様の方法で決定していくこととします。

(例) 4 者が同額入札の場合

(1) 抽選番号の決定方法

業者名	お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	抽選番号
A社	123-45-67 <b>890-1</b>	8901		1
B社	234-56-78 <b>901-2</b>	9012	8	3
C社	345-67-80 <b>901-2</b>	9012	0	2
D社	456-78-90 <b>123-4</b>	1234		0

- ① 「書留お問い合わせ番号」(11桁) 下4桁を抽出します。(黒枠内)
- ② 小さいものから順に抽選番号(0~3)を決定します。  
D社の数字が一番小さいので0となり、次にA社が1となります。
- ③ B社、C社の下4桁が同一のため下5桁目で判定し、C社が2、B社が3。  
※上記のように、抽選番号は0から始めるため、くじを行う業者の数よりも常に1少ない数字を上限にして割り当てられます。

(例) 4 者の場合は0~3、5 者の場合は0~4

(2) 落札候補者の決定方法

★入札書に書かれた3桁の「くじ番号」がA社「083」、B社「842」、C社「271」、D社「007」とした場合

- ① 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計します。
- ② その合計額を同額入札者の数で割り、「余り」の数を算出し、その数が「当選番号」となります。(※合計額が割り切れた場合は「0」が「当選番号」となります。

業者名	入札書に書かれた3桁の「くじ番号」
A社	083
B社	842
C社	271
D社	007
合計	1203

- ② 「当選番号」を決定する計算式  
→  $1203 \div 4 \text{ 者} \approx 300$  (整数)  
→ (余り) 「3」

→ 余りの数字「3」を「当選番号」として決定します。

- ③ 「抽選番号」と「当選番号」の数が一致した者を落札候補者とする。  
当選番号「3」と一致するB社が落札候補者となります。



業者名	抽選番号	落札候補者	次点者以降の順位
A社	1		3番目
B社	3	◎	
C社	2		4番目
D社	0		次点者（2番目）

④ 次点者の当選番号は、当選番号の「3」に1を加えた数が「4」となるため、抽選番号に無いので、「0」のD社が次点者となる。以下、A社、C社の順となります。